

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金第3回電気機械専門部会 議事要旨

1 日 時 令和3年10月12日（火）13時30分～16時18分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室

3 出席者

公益代表委員 出席3名（定数3名）

労働者代表委員 出席3名（定数3名）

使用者代表委員 出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席4名

4 議題

（1）金額提示（金額審議を含む）

（2）その他

5 議事要旨

- （1） 労使双方から、それぞれの基本的見解及び提示金額に対する質疑応答が行われた。
- （2） 労側から、前回同様＋29円の金額提示が行われ、使側から、地域別最低賃金の引上げ額（28円）から過去10年間の地域別最低賃金との最大の乖離幅（5円）を引いた＋23円の高額提示が行われた。
- （3） 審議の後、労側から、地域別最低賃金と同額の引上げ額である＋28円の高額提示が行われ、使側から、既に答申の出た同じDランクの引上げ額を1円上回る＋24円の高額提示が行われた。
- （4） その後の審議においても労使の提示金額が一致しないことから、公益側から、＋27円の高額提示が行われ、労使双方より異議の申し出がなく全会一致となったことから、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、引上げ額27円の時間額863円に決定することとして結審した。
- （5） 全会一致で結審したことから、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会長から労働基準部長に対して答申された。